

滋賀県市町村職員研修センター職員等の旅費に関する条例施行規則

〔平成14年4月1日滋賀県市町村職員研修センター規則第9号〕

改正 平成20年3月31日 規則第5号

(趣旨)

第1条 この規則は、滋賀県市町村職員研修センター職員等の旅費に関する条例(平成14年条例第6号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。(旅行命令を取り消された場合等における旅費)

第2条 条例第3条第5項の規定により支給する旅費の額は、次の各号に掲げる額による。

- (1) 鉄道賃、船賃、航空賃もしくは車賃として、またはホテル、旅館その他の宿泊施設の利用を予約するため支払った額で、所要の払い戻し手続きをとったにもかかわらず、払い戻しを受けることができなかった額。ただし、その額は、その支給を受ける者が、当該旅行について条例により支給を受けることができた鉄道賃、船賃、航空賃、車賃または宿泊料の額をそれぞれ超えることができない。
- (2) 赴任に伴う住所または居所の移転のためまたは外国への旅行に伴う支度のため支払った金額で、当該旅行について条例により支給を受けることができた移転料または支度料の額の3分の1に相当する額の範囲内の額
- (3) 外国への旅行に伴う外貨の買入れまたはこれに準ずる経費を支弁するため支払った額で、当該旅行について条例により支給を受けることができた額の範囲内の額
(旅費を喪失した場合における旅費)

第3条 条例第3条第6項の規定により支給する旅費の額は、次の各号に掲げる額による。ただし、その額は、現に喪失した旅費を超えることができない。

- (1) 現に所持していた旅費の額(交通機関を利用するための乗車券、乗船券等の切符類で当該旅行について購入したもの(以下「切符類」という。)を含む。以下この条において同じ。)の全部を喪失した場合には、その喪失した時以後の旅行を完了するため条例の規定により支給することができる額
- (2) 現に所持していた旅費の額の一部を喪失した場合には、前号に規定する額から喪失を免れた旅費の額(切符類については、購入金額のうち、未使用部分に相当する額)を差し引いた額
(旅行命令簿等の記載事項および様式)

第4条 条例第4条第5項に規定する旅行命令簿等の記載事項および様式は、旅行命令(依頼)簿(様式第1号)による。

(路程の計算)

第5条 内国旅行の旅費の計算上必要な路程の計算は、次の区分に従い、当該各号に掲げ

るものにより行うものとする。

- (1) 鉄道 鉄道事業法(昭和61年法律第92号)第13条に規定する鉄道運送事業者の調べに係る鉄道旅客貨物運賃算出表に掲げる路程
- (2) 水路 滋賀県内にあつては別に定める滋賀県内料程地図に掲げる路程、その他の地域にあつては海上保安庁の調べに係る距離表に掲げる路程
- (3) 陸路 滋賀県内にあつては別に定める滋賀県内料程地図に掲げる路程、その他の地域にあつては郵便事業株式会社の調べに係る郵便線路図に掲げる路程

2 前項の規定により路程を計算し難い場合には、同項の規定にかかわらず、地方公共団体の長その他当該路程の計算について信頼するに足りる者の証明により、路程を計算することができる。

(旅費の請求書の種類等)

第6条 条例第12条第1項に規定する旅費の請求書の種類、記載事項および様式は、請求書(様式第2号または様式第3号)による。

2 特別の事情により旅費の請求が前項に定める様式により難い場合には、管理者が別に定めるところによることができる。

(旅費の精算期間)

第7条 条例第12条第2項に規定する期間は、旅行の完了した日の翌日から起算して7日以内とする。

2 条例第12条第3項に規定する期間は、清算による過払金の返納の通知の日の翌日から起算して14日以内とする。

(証人等の旅費)

第8条 条例第13条に規定する証人等の旅費は、職員の例による。ただし、職員の例により難い場合は、管理者が別に定める。

(自家用自動車等)

第9条 条例第17条第2項の規則で定める自動車および原動機付自転車は、公務に使用することについてあらかじめ管理者に届け出し、その使用について承認を受けた自動車および原動機付自転車とする。

(内国旅行の甲地の範囲)

第10条 条例別表第1項の表の備考に規定する管理者が定める地域は、東京都、大阪 市、名古屋市、横浜市、京都市および神戸市のうち、一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)第11条の3第2項第1号から第4号までに規定する甲地(以下「甲地」という。)とする。

2 条例別表第1項の表の備考に規定する管理者が定めるものは、前項に規定する地域以外の地域で、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項に規定する指定都市とする。

(その他)

第 11 条 条例およびこの規則の運用に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

付 則

この規則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

付 則 (平成 20 年 3 月 31 日規則第 5 号)

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。